

第3章 水防非常配備体制

第1節 水防本部員の非常配備

水防時、水防本部長の発する非常配備体制を次のように定め、水防活動、応援救護、応急対策等の一体的活動を期するものとし、常時の勤務から水防体制への切りかえを迅速確実に行うとともに適当に交替休養せしめて、長期にわたる非常活動の完遂を期するものとする。

1 非常配備の基準

職員は第1表の示す「岡崎市災害対策本部活動要領」による非常配備体制の基準により非常配備につくものとする。

2 非常配備員の編成

所属長は、所属職員の各非常配備の編成を別途に計画するものとする。

3 非常配備員の留意事項

- (1) 非常配備員は、全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。
- (2) 非常配備員の要員は、常に気象状況等に注意し、直ちに非常配備に即応した配備につくことができるように留意しなければならない。
- (3) 非常配備員の要員は、非常配備体制中は自らの配備時期を確認するとともに不急の外出は避け待機しなければならない。

第1表

区分	非常配備の時期	非常配備の内容
準備体制	大雨注意報、洪水注意報又は矢作川はん濫注意報のいずれかが発表されたとき	河川課、防災危機管理課で所要の人員が情報収集伝達業務に従事する体制
警戒体制	1 大雨注意報、洪水注意報又は矢作川はん濫注意報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生するおそれがあり、今後の状況の推移に注意を要するとき 当該災害に関係する組織の少数の人数をもって災害応急対策を推進する体制
	2 大雨警報、暴風警報、洪水警報又は矢作川はん濫警戒情報のいずれかが発表されたとき	
第1非常配備	3 小規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき	
第1非常配備	小規模の災害が発生し、更に災害が拡大するおそれがあるとき	当該災害に関係する組織の人員を強化し、災害応急対策を推進する体制
第2非常配備	相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	当該災害に関係する組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制
第3非常配備	大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	全組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制
第4非常配備	大規模の災害が発生したとき	全組織をもって災害応急対策を推進する体制

配備基準の目安（岡崎市災害対策本部活動要領」に掲載）

区分	目安となる事例	配備職員の編成
第1非常配備	1 大型若しくは強い台風が東海地方に上陸するおそれがあるとき 2 日雨量が100mmを超えたのち、時雨量40mm以上が予想されるとき 3 河川水位がはん濫注意水位を超えたのち、時雨量40mm以上が予想されるとき 4 複数の住家の床上浸水が発生したとき	災害応急対策課の対策要員
第2非常配備	1 住家100世帯以上の床上浸水が発生する恐れがあるとき 2 避難勧告準備の広報が必要となったとき	災害応急対策課の全要員 その他の課は情報連絡員
第3非常配備	1 災害救助法が適用される被害が発生するおそれがあるとき（住家75世帯以上の全壊、225世帯以上の床上浸水） 2 避難勧告を発する必要が生じたとき	全組織の職員のうち災害応急対策のほか、被害調査、パトロール、避難勧告、電話対応に必要とする要員
第4非常配備	災害救助法が適用される被害が発生したとき	全職員

(参考) 地震時の非常配備体制

区分	目安となる事例	配備職員の編成
準備体制	1 震度3の地震が発生したとき 2 東海地震観測情報が発表されたとき	防災課で所要の人員が情報収集伝達業務に従事する体制
地震第1非常配備	1 震度4又は5弱及び5強の地震が発生したとき 2 東海地震注意報が発表されたとき 3 その他災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	全組織の2分の1の人員をもって災害応急対策を推進する体制
地震第2非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 東海地震に関する予知情報(警戒宣言)が発表(発令)されたとき、又は、発表(発令)された後、地震災害が発生したとき	全組織をもって災害応急対策を推進する体制

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備については、水防本部長の所轄のもと消防団長の命令により次のとおり体制を整えるものとする。

1 出動準備

水防資器材の整備点検と消防団幹部が待機又は出動する体制

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき
- (2) 豪雨等により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水等の危険が予想されるとき

2 出動及び応援

消防団員が出動又は応援する体制

- (1) 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき
- (2) 台風が本市若しくはその近くを通過するおそれがあるとき
- (3) 河川の水位がダム放流によりはん濫注意水位に達する見込みのとき
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により消防団の出動及び応援を要すると認められたとき